

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義および目標に関する事 項	P 1～ 32
	認定の手續	P 92～ 95
	中心市街地の位置および区 域に関する基本的な事項	P 33～ 40
	4から8までの事業および 措置の総合的かつ一体的推 進に関する基本的な事項	P 90～100
	中心市街地における都市機 能の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	P101～107
	その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	P108～112
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	P 64～ 89
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	P 41～ 63
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、または、特定される見 込みが高いこと	P 64～100
	事業の実施スケジュールが 明確であること	P 64～100